# NPO法人ヴィエントとよの

総合型地域スポーツクラブ ヴィエントとよの

ご入会のしおり



2024年3月

## 入会のお手続きについて

- ①「NPO法人ヴィエントとよの」へのご入会
  - ◇スポーツ・文化活動にご入会希望の方は「利用会員」でご入会下さい。
    - →【NPO法人ヴィエントとよの 「ご入会のしおり」「申込書」】
      - a. ご案内の目的・事業をご一読下さい。
      - b. 必要事項を記入・捺印し、事務局へFAX (072-739-2899) をお願いします。
      - c. 初回の参加時に、原紙を事務局・スタッフへ提出をお願いします。
- ②「総合型地域スポーツクラブ ヴィエントとよの」へのご入会 ◇入会プログラムをご選択下さい。
  - →【総合型地域スポーツクラブヴィエントとよの「ご入会のしおり」「申込書」】
    - a. 誓約書、会則、参加プログラムの規約をご一読下さい。
    - b. 必要事項を記入・捺印し、事務局へFAX (072-739-2899) をお願いします。
    - c. 初回の参加時に、原紙を事務局・スタッフへ提出をお願いします。

## ③初回の「会費の納入」

- ◇お振り込みいただく金額をご連絡いたします。入会の前月末までにお願いします。 「年会費」「保険代」「2ヶ月分の月会費」「登録費(サッカーチームのみ)」を以下の 口座へ、お振込みで入金いただきます。
- ■お振込口座(振込み手数料は会員負担とさせていただきます)

【ゆうちょ銀行から】記号:14000 番号:43246331 名称:トクヒ) ヴィエントトヨノ

【上記以外から】ゆうちょ銀行 店名:四○八 種目:普通 番号:4324633 名称:トクヒ)ヴィエントトヨノ ※継続入会の方の会費等は、自動払込みで徴収させていただきます。

## ④ 3 ヶ月目以降の「会費の納入」

- ◇「ゆうちょ銀行」自動払込みで引落しさせていただきます。
  - →【自動払い込み依頼書】
    - a. 依頼書の内容をご一読下さい。
    - b. 必要事項を記入・捺印し、原紙を事務局・スタッフへ提出をお願いします。



# NPO法人ヴィエントとよの のご案内

## 目的

この法人は、地域住民に対して、「スポーツ・文化活動」、「教育・子育て支援活動」、「福祉 に関する活動」、「農業に関する活動」、「地域づくり(観光・町づくり含む)に関する活動」 の主要5事業を中心に地域が活性する事業を行い、様々な地域課題の解決、地域ニーズの具 現化に寄与することを目的とする。

### 事 業

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- ①スポーツ・文化活動に関する企画・運営事業
- ②スポーツ・文化活動の普及啓発事業
- ③スポーツ・文化活動に関するイベントの企画・開催事業
- ④教育・子育て支援に関する事業
- ⑤施設の管理、運営等に関する事業
- ⑥農業・地域づくり(観光・まちづくり含む)に関する活動のイベント企画・開催事業
- ⑦農業・地域づくり(観光・まちづくり含む)に関する活動の普及・啓発・継承事業
- ⑧福祉に関する支援活動事業
- ⑨主要5事業に関する指導者の育成・派遣事業
- ⑩主要5事業に関する他クラブ支援に関する事業
- ⑪主要5事業に関する情報収集・情報提供・調査・研究事業
- 迎その他目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
- ①スポーツ関連商品および物品に関する販売事業
- ②その他、特定非営利活動事業以外の収益事業
- ★「NPO法人ヴィエントとよの」の「スポーツ・文化活動」に関する事業を 『総合型地域スポーツクラブ ヴィエントとよの』として活動してまいります。
- ★NPO法人ヴィエントとよのが実施する事業の内、「スポーツ・文化活動」以外の 「教育・子育て支援活動」、「福祉に関する活動」、「農業に関する活動」、「地域づくり(観 光・町づくり含む)に関する活動」について、参加を強要するものではありません。

総合型地域スポーツクラブ ヴィエントとよの



## NPO法人ヴィエントとよの 入会申込書

会員種別	年会費	内容	
√を付けて下さい	保険代は別途	内谷	
□ 正会員	5,000円	この法人の目的に賛同して入会した個人および団体	
1 正公貝	5, 000H	【総会での議決権を有します】	
□ 利用会員	2,000円	この法人が提供するサービスを利用することができる個人お	
山 利用公具		よび団体	
□ 賛助会員	3,000円以上	この法人の事業を賛助するために入会した個人および団体	

NPO法人ヴィエントとよの 理事長 殿

申込日 20 年 月 日

私は、「NPO法人ヴィエントとよの」の目的および事業内容に賛同し、「入会」 を申込みます。

※ご家族で入会の際は、代表者のみ連絡先を記載下さい。氏名等は会員毎に必要です。

ふりがな				西暦	年
	お名前	印	生年月日	月	日
	ご住所	₹			
連絡	ご自宅電話番号		携帯番号		
先	ご自宅FAX番号		学校等		
	メールアドレス	(携帯)			
	特に伝えて				
	おくべき事項				
	地域活動経験				
	習いたい活動 教えたい活動				

### ★スポーツ・文化活動に入会希望の方は、「総合型地域スポーツクラブ ヴィエントとよの」へご入会下さい。 【個人情報の取扱い】

- \*「個人情報保護法」に基づき、本人の承諾を得ないで個人情報を第三者に提供することはありません。
- \*ご記入いただいた個人情報は、法人の運営に必要な連絡等に利用いたします。
- \*法人の活動中に記録された写真、映像、音声は、法人の広報活動や活動記録のために、ホームページや他の媒体などに 使用することがあります。

#### 【事務局用】

受付	名簿登録	総合型入会	保険加入	ゆうちょ用紙	会員番号
					NO.
					入会年月日
					20 年 月 日

## 総合型地域スポーツクラブ ヴィエントとよの

## 【各プログラム】入会・継続申込書

NPO法人ヴィエントとよの 理事長 殿

### 誓約書

私は、「総合型地域スポーツクラブ ヴィエントとよの」(以下、「クラブ」という)の入会にあたり、

- ① クラブが開催する事業に参加しても支障のない健康状態であり、事業に参加中も自己責任において十分注意して活動し、無理な活動はいたしません。
- ② 万が一の事故や怪我があった場合は、クラブで加入しているスポーツ安全保険の適用範囲内での対応であることを承諾し、クラブおよび全ての関係者にご迷惑をおかけしません。
- ③ クラブの活動中に記録された写真、映像、音声は、クラブの広報活動や活動記録のために、ホームページや他の媒体などに使用することを承認します。
- ④ 月会費については、ゆうちょ銀行による自動払込(手数料はクラブ負担)とすることを了承します。

以上のことを誓約するとともに、「総合型地域スポーツクラブ ヴィエントとよの」の会則、入会プログラムの規約を遵守することを誓約し「新規・継続| 入会を申込みます。

	• •		
「会員お名前〕	印	「保護者お名前]	韵

※18歳未満の方の入会時

#### 入会プログラム(□に✔を入れて下さい)

申込日 20 年

ヴィエントFCとよの		ティンクバスケットボールクラブ		
豊能サッカーアカデミー		脂肪燃焼YOGA教室		
<b>・箕面森町ヴィエント</b>	火曜・木曜	フラダンス教室		
其面線町ワイエント   サッカースクール	火木曜	卓球倶楽部ヴィエントとと	<b>ごろみ</b>	
	フリー	ヴィエントテニススクール	ジュニア	
大人のエンジョイフットサルクラブ		ソイエンドゲーススク <i>ール</i>	シニア	

#### 月会費は、添付資料をご参照下さい。 ※継続入会者も、記入下さい。

月 日

年会費	保険代	月会費	合計
	中学生以下・ :1,000円		円
2,000円	高校生以上・64歳まで:2, 000円	円×ヶ月	
	65 歲以上 : 1, 500円		※1:+2,000円

- ※1:「ヴィエントFCとよの」の4年生以上の会員は、登録費2,000円が必要。
- ※新規入会者は、年会費、保険代、初回・2回目の月会費は振込みで徴収いたします。
  - 3回目以降の月会費は、ゆうちょ銀行による自動払込(手数料はクラブ負担)といたします。

### 総合型地域スポーツクラブ ヴィエントとよの 会則

#### 第1条 《名称》

本クラブの名称は『総合型地域スポーツクラブ ヴィエントとよの』(以下、本クラブ)とし、「NPO法人ヴィエントとよの」が管理運営を行うものとする。

#### 第2条 ≪所在≫

主たる事務局は、「NPO法人ヴィエントとよの」の事務所に置く。 〒563-0214 大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘5丁目3番地の7 TEL. 072-739-2899

#### 第3条 《目的》

本クラブは、豊能町およびその周辺地域において、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツ・文化活動に参加できる環境をめざし、スポーツ・文化活動に関する事業を行い、スポーツ・文化活動の普及と振興、青少年の健全な心身の育成、地域の皆さんが集えるコミュニティの形成に寄与することを目的とする。

#### 第4条 ≪入会の資格≫

本クラブに入会を希望する者は、以下の条件を満たさなくてはならない。

- ・NPO法人ヴィエントとよのの「利用会員」であること。
- ・本クラブの趣旨に賛同するものであること。
- ・本クラブの会則、参加プログラムの規約を厳守するものであること。
- ・本クラブにてスポーツ安全保険に加入すること。

ただし、下記に該当する方は、入会することができない。

- ①スポーツ活動において、医師から運動を禁止されている方
- ②反社会的勢力等(暴力団、暴力団関係者等)に該当する方または関係のある方

#### 第5条 《入会の手続き》

本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに基づき、本クラブの事務局に申込みを行う。また、入会は随時受付けるものとし、入会申込書を受領後、保険手続き完了をもって入会とする。

#### 第6条 《会費等》

会費は、別に定められた年会費、保険代、月会費、登録費(登録費は、サッカーチーム、ヴィエントFCとよので選手登録をするものに限る)を納入しなければならない。

#### 第7条 《会費納入方法》

入会時に、年会費、保険代、登録費、2ヶ月分の月会費を合わせて支払うものとする。

3ヶ月目からの月会費は、毎月28日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に翌月分会費を「ゆうちょ銀行」の自動払込み(手数料はクラブ負担)にて引落しする。

残高不足等で引落しできなかった場合は、利用会員から本クラブ指定口座へ振り込むものと する。尚、その際の振込手数料は利用会員が負担する。

一旦、納入した年会費、保険代、登録費、月会費は、理由の如何に問わず返金しない。

#### 第8条 ≪会費の滯納≫

利用会員が、会費の納入を2ヶ月を超えて怠った場合は、その会員を退会させることができる。ただし、事前に本クラブの了承を得ている場合は、その限りではない。

#### 第9条 《スポット会員》

定期的に参加できない利用会員は、スポット参加届を提出し、チケット(年度内有効)を購入する。チケット購入者は、参加したい時にチケットを利用し、参加できることとする。

#### 第10条 ≪休会≫

利用会員は、各月の 20 日までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休 会することができる。手続き上、20 日を過ぎた場合は翌々月扱いとなる。

なお、本クラブが休会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとする。

#### 第11条 《退会》

利用会員は、各月の 20 日までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができる。電話等口頭での退会は受け付けない。手続き上 20 日を過ぎた場合は、翌月末日扱いとなる。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとする。

#### 第12条 《活動日程》

前月の末日までに、月毎の予定等を、ホームページ・メール等で連絡をする。 やむを得ない理由が発生した場合は、定められた活動日、時間を変更する場合がある。

#### 第11条 ≪事故の対処≫

活動中に発生した事故(移動中、送迎時含む)に対しては、加入保険【公益財団法人 スポーツ 安全協会 スポーツ安全保険 [加入区分] 中学生以下:A1、高校生以上:C、65歳以上:B】の範囲内で対処する。本クラブはこれ以外の責任を負わない。

#### 第12条 《利用資格の喪失》

- ・活動時に再三の注意に従わなかったとき。
- ・使用中の施設や機材を故意に破損したとき。
- ・本クラブの名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき。

#### 第13条 ≪会則の改定≫

本会則は、「NPO法人ヴィエントとよの」の理事会にて随時改定することができる。

#### 附則

- 1. 本規約は2016年 4月 1日より施行する。
- 2. 本規則は2017年12月17日改定